

県営都市公園経営基本計画

2024 改訂案②

静岡県交通基盤部都市局公園緑地課

令和6年 月

1	概要	1
	・計画策定の目的	
	・位置づけ	
	・対象公園	
	・計画の進め方	
2	基本計画の構成と推進方法	2
	・目的・目標	
	・戦略展開の方向性と戦術	
	・推進方法	
3	基本計画に基づく公園運営に当たっての留意点	4
4	各公園の基本計画	
(1)	静岡県草薙総合運動場	5
	①基本構想における公園の設置目的、役割、位置づけ	
	②戦略展開	
	③戦略展開の方向と戦術	
(2)	遠州灘海浜公園	7
	①基本構想における公園の設置目的、役割、位置づけ	
	②戦略展開	
	③戦略展開の方向と戦術	
(3)	愛鷹広域公園	9
	①基本構想における公園の設置目的、役割、位置づけ	
	②戦略展開	
	③戦略展開の方向と戦術	

(4) 静岡県富士山こどもの国	11
①基本構想における公園の設置目的、役割、位置づけ	
②戦略展開	
③戦略展開の方向と戦術	
(5) 小笠山総合運動公園	13
①基本構想における公園の設置目的、役割、位置づけ	
②戦略展開	
③戦略展開の方向と戦術	
(6) 吉田公園	15
①基本構想における公園の設置目的、役割、位置づけ	
②戦略展開	
③戦略展開の方向と戦術	
(7) 浜名湖ガーデンパーク	17
①基本構想における公園の設置目的、役割、位置づけ	
②戦略展開	
③戦略展開の方向と戦術	

1 概要

計画策定の目的

「県営都市公園経営基本構想」に定める、方針及び各公園の設置目的、目指すべき方向に従い、利用者満足度の向上、利用の増進、効果的で効率的な運営、安全・安心を目指した公園管理を推進するため、2024年度から2028年度までの方策を定める。

位置づけ

- 県の総合計画及び社会資本総合整備重点計画との整合性を確保する。
県の総合計画及びその下位計画である静岡県社会資本整備重点計画との整合を図り、都市公園の機能を活かした公園運営を展開することにより、総合計画の推進に貢献する。
- 「県営都市公園経営基本構想」の行動計画
基本構想を具体的に実現していくための行動計画と位置づける。

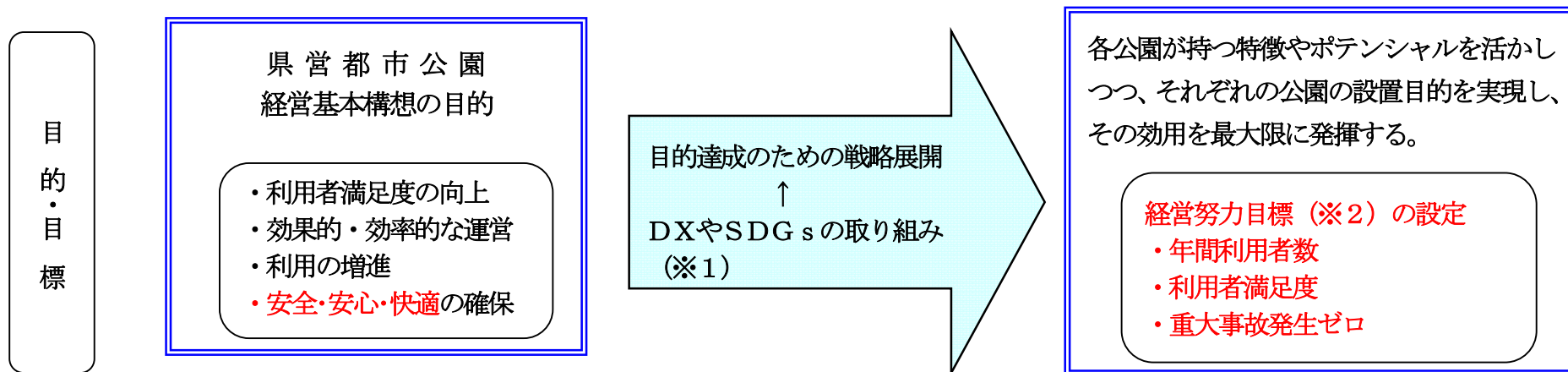
対象公園

公園名	所在地	開設面積	供用開始	都市計画決定種別
静岡県草薙総合運動場	静岡市	26.4ha	1963. 4. 16	運動公園
遠州灘海浜公園	浜松市	20.3ha	1988. 10. 9	総合公園
愛鷹広域公園	沼津市	19.4ha	1989. 7. 16	運動公園
静岡県富士山こどもの国	富士市	94.5ha	1999. 4. 26	広域公園
小笠山総合運動公園	袋井市、掛川市	269.7ha	2001. 5. 10	広域公園
吉田公園	吉田町	14.3ha	2001. 8. 1	総合公園
浜名湖ガーデンパーク	浜松市	56.0ha	2005. 6. 5	広域公園

計画の進め方

- 計画期間
2024年度（令和6年度） から 2028年度（令和10年度）
- 計画の進行管理
 - ・ 基本計画を適切に進行管理していくため、計画(Plan)、実行 (Do)、評価(Check)、見直し(Action)によるマネジメントサイクルを実施する。
 - ・ それぞれの戦略の取組成果について評価、検討する外部評価を実施する。

2 基本計画の構成と推進方法



※1 DXの取り組みは、各公園で公園利用のきっかけに繋がるよう広くイベント等の情報を発信し、また公園利用時にも植物の情報等園内情報の提供などを検討する。さらに、施設管理でも設備の点検情報のデータ管理等活用を推進する。

SDGsの取り組みは、17目標のうち、3すべての人に健康と福祉を・4質の高い教育をみんなに・8働きがいも経済成長も・9産業と技術革新の基盤づくり・12つくる責任つかう責任・13気候変動に具体的な対策・15陸の豊かさを守ろう・16平和と公正をすべての人にの8目標を優先的に意識して、健康維持の運動教室やボランティアや地域団体との協働、公園内の自然維持や地産地消の取り組みへの協力など進めていく。

※2 2028年度時点で達成すべき「年間利用者数」、「利用者満足度」については、これまでの公園の運営状況等を踏まえて定める。公園運営をより適切に評価して業務の見直しを進めていくため、経営努力目標も設定内容を見直し、調査・検討を進めていく。経営努力目標ではないが、運営の参考指標として、「リピーター割合」の視点を追加して、今後の公園の利用増進に、新規利用と複数利用の割合を考えて、新たな取り組みや現在の取り組みの拡大や取止め等で運営を見直していく。

戦略展開の方向性と戦術

- ・ 県が設置者として、それぞれの公園の設置目的を実現するために必要な戦術(施策)を明示し、戦術の実施については、指定管理者との協力関係の下で行い、県として目指すべき公園の実現に向けた戦術を展開する。
- ・ それぞれの公園について、基本構想における公園の役割・位置づけに応じた機能と、これを具体化する戦術を定めて推進する。
- ・ 全ての公園に共通した機能として、「多様化する利用者ニーズを踏まえたサービスの提供」と「より安全・安心で快適な施設の提供」にデジタル技術の活用やカーボンニュートラルなど持続可能な取り組みを、重要な視点として取り組む。
- ・ 社会情勢の変動が多々生じているが、各公園で目的・目標に沿った運営で収入を確保する取り組みを見いだす。

推進方法

静岡県のPDCA

DO

パークマネジメント・カルテに基づく管理・運営を実施

指導監督
連絡調整

指定管理者のPDCA

PLAN

・パークマネジメント・カルテ作成
・事業計画の承認

DO

計画の実行

PLAN

事業計画

CHECK

モニタリングの実施

ACTION

改善

CHECK

モニタリングの実施
・月次報告書の確認
・立入検査の実施
・外部評価の一次評価

ACTION

業務の見直し

県と指定管理者との
協働により実施

・各県営都市公園の戦略展開について、経営基本計画に「戦略」、「機能」、「戦術」を盛り込み、「具体的施策の内容」はパークマネジメント・カルテにより管理する。
・マネジメントサイクルに外部評価を取り入れ、より着実な進行管理を行う。

・評価
・指摘

CHECK

外部評価の実施

・外部評価アンケートの実施
・都市公園モニター調査の実施
・パークマネジメント・カルテの実績
・改善事項に対する措置状況

3 基本計画に基づく公園運営に当たっての留意点

- (1) 都市公園は、憩いの場、スポーツの場、レクリエーションの場など多様なニーズが求められていることから、基本計画に基づき、安全・安心を第一とした上で、各公園の利用の増進、利用者満足度の向上などに繋がる各公園の魅力を最大限に発揮することで、各公園の設置目的の実現を図っていく。
- (2) 効果的・効率的な公園運営の実現に向けて、民間活力を活用すべく、各種制度や公園を取り巻く環境を検討し、進めていく。

